

## 令和7年度 二級建築士定期講習 修了考査問題(例)

### 【建築基準法】

- 問 1 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の一部の規定は、建築基準関係規定に該当する。
- 問 2 「高さが16mを超える木造の建築物」の構造設計を行う場合、構造設計一級建築士の関与が必要である。
- 問 3 確認申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるときは、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関から「適合判定通知書」の交付を受け、原本又はその写しを確認申請図書に添付する必要がある。
- 問 4 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の「工事完了検査」では、建築物エネルギー消費性能基準に「適合しているかどうか」は、検査の対象ではない。
- 問 5 共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する「全ての工事の工程」は、中間検査における「特定工程」に該当する。
- 問 6 「特定行政庁」は、違反建築物の建築主等に違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 問 7 「エレベーターの昇降路部分」の床面積は、容積率算定の床面積から除外される。
- 問 8 違反建築物への罰則の対象者は、設計者、工事監理者、工事施工者、建設資材納入者のみで、「建築主」は罰則の対象者にはならない。

### 【都市計画法】

- 問 9 都市計画法において、「開発許可制度」は、線引き制度を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的としている。

### 【景観法】

- 問 10 景観法において、「景観計画区域内」で建築行為等一定の行為をしようとする者は、あらかじめ、「建築主事」に届け出なければならない。

### 【消防法】

- 問 11 消防法において、避難はしご、誘導灯等は、「避難設備」に該当する。

### 【建築物省エネ法】

- 問 12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律において、省エネ性能の評価対象となる建築設備には、空気調和設備などの機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機だけでなく、「家電やOA機器等その他の消費機器」も含まれている。

### 【最近の改正動向】

- 問 13 建築基準法において、「階数が2以上又は延べ面積が200㎡を超える」木造の建築物は、「新2号建築物」に該当し、全ての地域で建築確認が必要となる。
- 問 14 建築士法において、「延べ面積400㎡、高さ15m、地上3階建て」の木造の建築物は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をすることができない。
- 問 15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律において、建築主は、建築物の増改築をしようとするときは、原則として、「増改築をする部分」を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

### 【建築士法】

- 問 16 建築士が設計を行う場合、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うよう努める義務がある。
- 問 17 建築士が工事監理を行う場合、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、「建築主及び建築主事等」に報告しなければならない。
- 問 18 建築士は、「設計及び工事監理」以外の業務を行うことはできない。
- 問 19 建築士は、違法な建築物の建築等について、指示・相談・これらに類する行為をしてはならない。
- 問 20 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ重要事項について、管理建築士等をして書面を交付して説明させる義務がある。
- 問 21 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者（委託者及び受託者）は、契約の締結に際して一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する義務がある。

## 令和7年度 二級建築士定期講習 修了考査問題（例）

問 22 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する一定の図書を、図書作成日から起算して5年間保存しなければならない。

### 【建築設備】

問 23 住宅を含む建築分野からの温室効果ガスの排出は、全排出量の約3分の1である。

問 24 ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、省エネルギーを行い、再生可能エネルギーを利用してエネルギー消費量をゼロに近づける住宅のことを示す。

問 25 室内の建材のホルムアルデヒド対策を行えば、換気はしなくても良い。

### 【建築構造】

問 26 建築基準法の改正（建築の規模ごとに必要な構造計算）によると「2階建て以下で、300㎡まで」が壁量設計で建てられる範囲となった。

問 27 壁量設計における「壁倍率の上限」が5倍から10倍に引き上げられた。

問 28 住宅性能表示における「地震に対する必要壁量」も、建築基準法と同様に、多雪区域の壁量割り増しは必要ない。

### 【建築士の職業倫理と責任・処分・紛争・保険】

問 29 倫理観については、①普遍倫理、②個人の倫理、③集団の倫理の3つのパターンがあるとされるが、これらはその方向性などが必ずしも一致しておらず、こうした不一致などにより個人の内部で倫理的な葛藤が生じることがある。

問 30 高度情報化社会を基盤とする設計や施工に係る建築生産システムの大きな変容が予想されているが、建築士の業務自体には大きな変化はなく、その影響を受けることは少ないとされている。

問 31 日本の法の下では、いわゆる「法的責任」は大きく公法上の責任と私法上の責任の2つに分けられるが、建築士は業務においてこれら2つの責任を同時に負うことはない。

問 32 建築紛争の解決方法には、裁判を提起する訴訟と、裁判によらない紛争解決の手段としてのADRによる調停や仲裁などの方法がある。

### 【建築士業務の動向-設計・工事監理・業務委託契約・業務報酬基準-】

問 33 建築士の資格を取得すれば、個人の資格者として、直ちに設計や工事監理等の業務を行うことができる。

問 34 業務報酬基準の告示には、設計の標準業務として、①基本設計、②実施設計、③工事施工段階の実施設計の3つの標準業務の段階的区分とその内容が定められている。

問 35 特定の相手とする法的拘束力をもつ約束事を「契約」というが、契約については民法による「契約自由の原則」により締結、内容、相手方、方法は当事者間で自由に定められる。